

留総総第594号  
令和3年3月15日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様  
留萌市監査委員 村 上 均

留萌市長 中 西 俊 司

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について  
令和3年1月15日付留監第141号で報告のあったこのことについて、定期監  
査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第19  
9条第12項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

## 定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

- (1)予算の執行は適正な権限者が行い、その手続きは適正か。また、執行の専決権限移譲の手続きは適正か。

指摘事項なし。

- (2)使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。

契約マニュアル等を参照し、契約ごとに、予定価格の積算資料を整えておく等を徹底することにより、適正な事務処理に努める。

- (3)契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。

指名選考理由等について、説明が不足せず、客観性のある理由とすること等を徹底し、適正化を図る。

- (4)契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。

### ①契約手続きについて

契約規則等を参照し、契約に至るまでの手続き等における精査・整理を行い、適正な事務処理を執り行うよう改善を図る。

### ②契約関係書類の記載誤り、記載漏れ等について

契約関係書類については、十分に注意を払って作成し、組織におけるチェック体制の構築・強化を図ることにより、適正な事務処理に努める。

### ③仕様書及び契約書の作成について

仕様書の作成について、仕様が定められているかの精査を徹底し、適正な事務処理を行う。

また、契約書の作成について、財務課作成の「標準契約書」及び「標準約款及

び物品の購入等標準契約様式の取扱い」に従い、不備のない契約書の作成を徹底し、適正な事務に努める。

**(5) 賃貸借等にかかる事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか。**

検査調書を作成すべき場合においては、適正な作成を徹底し、作成を省略することができる場合においても、契約マニュアルを参照し、財務課が示した見積合せ等執行伺い下部の検査欄を活用する等、確実に検査の実施を行うよう改善する。

**(6) 賃貸借料等の支払いは適正にされているか。**

契約書等の作成にあたり、支払方法に矛盾が生じないように精査を徹底し、適正な事務処理に努める。

**(7) その他**

**① 支出科目について**

支出科目が適切であるかの確認を徹底し、予算執行することにより、適正な事務処理を行う。

**② 要綱等の整備について**

要綱等を制定し、根拠を持った適正な業務を組み立てることにより、予算執行するための事業実施体制の整備を図る。

**③ その他**

事務の経過を記録し、保存しておくことや事業検証を適正に行うことができる体制の整備・構築をすることにより、適正な事務処理に努める。

留市教学第1053号

令和3年2月8日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様

留萌市監査委員 村 上 均 様

留萌市教育委員会教育長 武 田 浩 一

令和2年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

令和3年1月15日付け、留監第141号にて報告のありました件につきまして、  
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置  
を通知いたします。

（学校教育課庶務係）

令和2年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：教育委員会生涯学習課

1 AED借上料（図書館）

- ・ 仕様書、「4 物件承認の有無」欄文中に、カタログ等を添えて教育委員会に何を提出するのか記載がなく、提出期限も定められていない。【監査の結果（4）③】

令和3年度から、仕様書「4 物件承認の有無」欄文中を「カタログ等の資料を教育委員会生涯学習課生涯学習係に提出」と修正するほか、提出期限についても定める。

- ・ 物件承認を担当者が口頭で承認を行っているが、文書を用い決定権者による決定行為を経て承認決定すべきであり、承認の通知も文書により行うべきである。【監査の結果（4）①】

令和3年度から決裁を経て承認し、通知も文書により行う。

- ・ 仕様書または見積書提出通知書に当該契約が長期継続契約である旨の記載が必要である。【監査の結果（4）③】

令和3年度から、仕様書に当該契約が長期継続契約である旨の記載を行う。

- ・ 指名選考調書中「指名理由等」欄に業者選定の理由が記載されておらず、不適切な記述がある。【監査の結果（3）】

令和3年度から業者選定理由の記載を行い、適切に処理する。

- ・ 指名選考調書本文中「指名競争入札参加業者」は「見積合せ等参加業者」の誤りである。【監査の結果（4）②】

令和3年度から誤りを正し、適切に処理する。

- ・ 参加業者の指名選考調書中、住所欄には、「連絡先の住所」ではなく「登録業者の住所」を記載すべきである。【監査の結果（4）②】

令和3年度から誤りを正し、適切に処理する。

- ・ 指名選考調書により指名した参加業者ではなく、その営業所が見積書を提出しているが、受任されていないので委任状が必要である。【監査の結果（4）①】

令和3年度から、営業所が見積書を提出する場合には委任状を提出してもらう。

- ・ 執行伺の「3入札、見積合せ等の執行予定日時及び場所」で「入札」を削除すべきところ、「見積合せ等」が削除されている。【監査の結果（4）②】

令和3年度から誤りを正し、適切に処理する。

- ・ 見積書提出通知書の「1(4)履行期限」は「賃貸借期間」とし、委託用ではなく賃貸借用の通知を使用すべきである。【監査の結果（4）②】

令和3年度から誤りを正し、適切に処理する。

- ・ 見積書提出通知書の「4その他(1)部分払い」について、「イ認めない」としているが、実際には月払いとなっている。「4その他(1)支払い方法 月払いとする。」等の記載が適切である。【監査の結果（6）】

令和3年度から、見積書提出通知書の「4その他(1)部分払い」を「4その他(1)支払い方法 月払いとする。」と修正する。

- ・ 見積書提出通知書本文中、「次に掲げる業務委託」とあるが、正しくは「賃貸借」である。【監査の結果（4）②】

令和3年度から誤りを正し、適切に処理する。

- ・ 執行記録書と他書類とで執行場所の表記に相違がある。（留萌市役所、留萌市教育委員会）【監査の結果（4）②】

令和3年度から誤りを正し、適切に処理する。

- ・ 契約書に綴じこまれている仕様書は、見積書提出通知用の内容である。（物件承認、見積書に関する事）【監査の結果（4）③】

令和3年度から、契約書に綴じこむ仕様書から物件承認、見積書に関する事の記述を削除する。

- ・ 契約書約款第12条（使用不能の場合における措置）を全文削除しているが、規定しておくことが望ましい。【監査の結果（4）③】

令和3年度から、契約書約款第12条（使用不能の場合における措置）について規定する。

- ・ 提出された見積書のうち代表者名、代表者印のないものが見受けられた。【監査の結果（7）③】

令和3年度から、見積書の代表者名、代表者印の有無の確認を徹底する。

留都上第489号  
令和3年1月29日

留萌市監査委員 益田克己様  
留萌市監査委員 村上均様

留萌市水道事業  
留萌市長 中西俊司

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について  
令和3年1月15日付留監第141号で報告のあったこのことについて、定期監査  
結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第199条  
14項の規定により通知します。

(上下水道課管理係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置  
(器具等借上料)

- (1) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続きは適正か。また執行の専決権限移譲の手続きは適正か。  
指摘事項なし
- (2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。  
指摘事項なし
- (3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。  
指摘事項なし
- (4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。
  - ① 契約手続きについて  
契約書等の規定に基づき、適正に処理する。
  - ② 契約関係書類の記載誤り、記載漏れ等について  
契約マニュアル等に基づき適正な処理に努める。
  - ③ 仕様書及び契約書の作成について  
契約マニュアル等に基づき適正な処理に努める。
- (5) 賃貸借等にかかる事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか。  
指摘事項なし
- (6) 賃貸借料等の支払いは適正にされているか。  
指摘事項なし
- (7) その他
  - ① 支出科目について  
指摘事項なし
  - ② 要綱等の整備について  
指摘事項なし
  - ③ その他  
セルフチェック及び課内のチェック体制の改善・強化を実施している。

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置  
(土木積算システム借上料)

- (1) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続きは適正か。また執行の専決権限移譲の手続きは適正か。  
指摘事項なし
- (2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。  
指摘事項なし
- (3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。  
随意契約理由を再度検討し改善に努める。
- (4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。
  - ① 契約手続きについて  
指摘事項なし
  - ② 契約関係書類の記載誤り、記載漏れ等について  
契約マニュアル等に基づき適正な処理に努める。
  - ③ 仕様書及び契約書の作成について  
指摘事項なし
- (5) 賃貸借等にかかる事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか。  
指摘事項なし
- (6) 賃貸借料等の支払いは適正にされているか。  
指摘事項なし
- (7) その他
  - ① 支出科目について  
指摘事項なし
  - ② 要綱等の整備について  
指摘事項なし
  - ③ その他  
契約マニュアル等に基づき適正な処理に努める。

留病総第685号

令和3年3月22日

留萌市監査委員 益田克己様

留萌市監査委員 村上均様

留萌市病院事業管理者

管理者 村松博士

令和2年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

令和3年1月15日付け、留監第141号にて報告のありました件につきまして、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知いたします。

（総務課総務係）

## 令和2年度定期監査の結果を参考として講じた措置

### ○公用車賃貸借

- ・委任状の代理人氏名欄の印鑑と入札書使用印鑑欄の印鑑が相違している。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・物件承認を担当者が口頭で承認を行っているが、文書を用い決定権者による決定行為を経て承認決定するべきであり、承認の通知も文書により行うべきである。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・入札書封筒について、指名通知で「入札番号と件名を必ず記載」としているが、記載されていないものがある。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・指名競争入札による契約の根拠として自治令第167条第1号を選択しているが、一般競争に適さない特殊性が認められない。  
⇒関係法令等を熟知し、適切な事務の執行に努めます。
- ・執行伺の「3入札の執行日時及び場所」欄及び執行記録書中、執行場所を「事務部総務課総務係」としているが、「1階会議室」の誤りである。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・執行伺の「6入札保証金」及び「7契約保証金」中、契約規程の適用号が未記載。  
⇒事務担当者及び担当係長において記載漏れがない様確認を徹底します。
- ・執行記録書中、執行者欄に事務部長と総務課長を併記しているが、入札執行は事務決裁規程第6条による事務部長の専決事案である。事務部長不在等により総務課長が執行する場合は、「代理」または「代決者」として課長を併記する。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。

- ・ 執行記録書の入札書金額欄ではA社の1回目入札額は総額が記録されているが、実際には月額で入札しており、入札執行通知等で定められている入札条件を逸脱していることから失格である。  
⇒関係法令等を熟知し、適切な事務の執行に努めます。
- ・ 執行記録書の参加業者欄では、それぞれの参加業者の留萌店の名称が記載されており、指名通知もそれぞれに対し行われているが、実際の入札者はいずれも本社になっており、相違している。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・ B社の入札辞退について、辞退届等の文書が保存されておらず、経過が確認できない。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・ 消費税及び地方消費税の増税に合わせて変更契約を締結すべきであるが、実施されていない。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・ 契約書約款第24条第2項において、契約解除に伴う車両の返還については第18条を準用することとしているが、当該第18条は全文削除されている。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・ 契約規程第45条の規定に基づく検査調書が作成されておらず、検査の実施状況が確認できない。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・ 入札執行からの納入期間が難しい日程であり、本来は、入札から納品までの期間を考慮し計画的に執行すべきである。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。

- ・ 賃貸借料の支払いについて、仕様書では「翌月末まで」としているのに対し、契約書約款第9条では翌月の「請求書受理日から起算して30日以内」としており矛盾している。

⇒以後、適切な事務の執行に努めます。

- ・ 仕様書において、代車は仕様書で示す車輦と同等としているところ、実際に代車として認定した車輦は、7年リース使用後の現行リース車であり、不適當である。代車の手配は、入札参加や価格見積に与える影響が少なくないことから、代車として認めうる条件を仕様書に詳細に定めておく必要がある。

⇒以後、適切な事務の執行に努めます。

### ○病棟複写機賃貸借料

- ・ 指名業者のうち2社が辞退しているが、うち1社について辞退の申出の状況が記録されていない。

⇒以後、適切な事務の執行に努めます。

- ・ 執行伺で契約根拠を令167条第2号としているが、8社指名しており、疑義がある。

⇒関係法令等を熟知し、適切な事務の執行に努めます。

- ・ 執行伺の「3入札、見積合せ等の執行予定日時及び場所」について、執行場所を「総務部総務課総務係」としているが、「1階会議室」の誤りである。

⇒以後、適切な事務の執行に努めます。

- ・ 執行伺の「5納入場所」について、「事務部事務室」は「病棟2～4階」の誤りである。

⇒以後、適切な事務の執行に努めます。

- ・ 執行伺の「6入札保証金」を削除しているが、指名競争入札のため必要である。

⇒関係法令等を熟知し、適切な事務の執行に努めます。

- ・執行伺の「7 契約保証金」欄中の契約規程の適用号が未記載。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・予定価格の積算について、1社の参考見積をもって積算しているが、市況を見極めるため、複数社の参考見積により積算することが望ましい。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・執行記録書中、執行者欄に事務部長と総務課長を併記しているが、入札執行は事務決裁規程第6条による事務部長の専決事案である。事務部長不在等により総務課長が執行する場合は、「代理」または「代決者」として課長を併記する。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・執行記録書中、執行場所を「事務部総務課総務係」としているが、「1階会議室」の誤りである。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・締結伺の「4 納入場所」は、「各病棟」ではなく「病棟2階～4階（各1台）」と思われる。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・契約書に、契約規程第29条第3項に定める「危険負担」、「かし担保責任」の条項がない。市財務課で示す標準約款を参考にし、記載の内容の整理を検討されたい。  
⇒以後、検討します。
- ・契約書の「別紙 1. 機器仕様」について、「金額（1台単価）」は「金額（1台/月単価）」とすることが望ましい。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・契約書の「別紙 2. コピー料金」について、「1枚以上（1）」の「（1）」は不要である。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。

- ・ 契約書約款に留萌市契約における暴力団排除措置要綱第 11 条の措置（市標準約款においては第 22 条第 1 項第 8 号）が講じられることが望ましい。  
⇒以後、検討します。
- ・ 契約規程第 45 条の規定に基づく検査調書が作成されておらず、検査の実施状況が確認できない。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・ 物件承認を担当者が口頭で承認を行っているが、文書を用い決定権者による決定行為を経て承認決定するべきであり、承認の通知も文書により行うべきである。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・ 入札番号を定めているのであれば、予定価格調書及び封入用封筒にも当該番号を記載することが望ましい。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・ 入札書の代理人の印と委任状の代理人の印が違うものが見受けられた。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。
- ・ 支店の指名に対し、本店から入札を受けたものが見受けられた。  
⇒以後、適切な事務の執行に努めます。

留 議 第 1 9 6 号

令和3年3月18日

留萌市監査委員 益 田 克 己 様

留萌市監査委員 村 上 均 様

留萌市議会議長 小 野 敏 雄

令和2年度定期監査の結果を参考として講じた措置について

令和3年1月15日付け留監第141号で報告のあったこのことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果を参考として講じた措置を通知します。

## 令和2年度定期監査の結果を参考として講じた措置

事業名（契約名） ペーパーレス議会システム利用料

### 《監査の結果》

- ・仕様書及び契約書に具体的な履行期限（いつまでに研修が行われ、いつまでに使用可能な状態にするなど）を記載することが望ましい。
- ・予定価格参考調書と仕様書における「7見積条件」の「2）月額費用」の積算月数が相違している。
- ・随意契約理由書には、他社や他システムとの比較に基づく優位性の証明が必要と思われる。
- ・「5 予算科目等」で「(節) 委託料他」と省略せず、予算執行科目を確認するためには、全ての科目を記載すべきである。
- ・契約書に、契約規則第28条第3項に定める「契約保証金に関する事項」の条項がない。
- ・契約書第21条第3項の「乙のやむを得ない事由」は抽象的な表現であり、続く第4項についても、被害の一切免責は乙に有利な規定となっていることから標準約款に準じた整理を検討されたい。
- ・執行伺の決定日が未記載。
- ・執行伺の「4 契約期間」、締結伺の「3 契約期間」の開始日が未記載。
- ・契約書は常体で構成されているが、第15条に一部敬体が含まれている。
- ・契約書第17条について、条数表示と本文の間のスペースが多い。
- ・予定価格調書を封入する封筒は全ての継目に押印が必要である。

### 《措置状況》

今後、同様の事務が発生した場合には、留萌市契約マニュアル等に基づき、実態に即した適正な処理を徹底する。